

平成二十六年六月四日提出
質問第一九五号

税理士法改正に関する質問主意書

提出者
小池政就

税理士法改正に関する質問主意書

日本公認会計士協会と日本税理士会連合会の合意に基づき、税理士制度の信頼性向上及び監査の信頼性確保の観点から、平成二十六年度税制改正において税理士制度が見直されることとされ、税理士となる資格を有する公認会計士は、公認会計士法に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする税理士法の改正がなされた。

しかしながら、従前から、公認会計士に対しては、前記実務補習団体等により税法に関する研修が行われていた。

一 改正後の財務省令で定める税法に関する研修は、従前行われていた研修とどのような点で異なるものとなるか。具体的にお答えいただきたい。

二 改正後の財務省令で定める税法に関する研修は、改正前の研修と比べ、どのような点で税理士制度の信頼性向上につながるものとなるか。具体的にお答えいただきたい。

右質問する。